

令和2年10月14日

陳情第38号

「地方たばこ税の一部を目的税化することを求める意見書」の提出を求める陳情書

「地方たばこ税の一部を目的税化することを求める意見書」の提出を求める陳情書

【陳情趣旨】

平成30年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正健増法）」が公布されました。令和元年7月には第一種施設を対象にした一部施行が行われ、令和2年4月から全面施行されました。

第一種施設である行政庁舎については「敷地内禁煙」として位置付けられていますが、「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。」とされており、小田原市庁舎においては、敷地東側に1カ所設置していただくなど、日頃から分煙環境整備に対しご配慮いただいていることについて、厚く御礼申しあげます。

しかしながら、一般来庁者が喫煙しやすい環境とは言えず、また、周辺施設においては、喫煙場所がなくなり、残念ながら路上喫煙など違反行為が散見されているのが現状です。

改正健増法の趣旨は、一定のルールの下で禁煙すべき場所や喫煙できる場所の特定を行うものであり、考え方の根底にあるのは「望まない受動喫煙」を防止するため、煙を嫌がる方に煙を嗅がせない、いわゆる「分煙」を進めるものと、私たちは理解しています。

総務省自治税務局「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和2年1月23日）においては、「今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と発出されました。

これは、全国の自治体に「地方のたばこ税の安定的な確保に引き続き資するために、屋外分煙施設等の整備に、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたい」と連絡・通知されたものと理解しています。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法的な嗜好品であり、税収面からも財源として一定の役割を果たしております。

小田原市においては、年間約12億6千万円（平成30年度）の地方たばこ税による税収があり、一般財源として活用されています。神奈川県内の地方たばこ税（平成30年度）は、県税で約87億5千万円、市町村税で約535億8千万円、合計で約623億3千万円です。

分煙環境整備は、「望まない受動喫煙の防止」、ひいては地方たばこ税の安定的な財源の確保に資すると考えます。また、公共喫煙所が充実することで、たばこを吸う人と吸わない人の共存が図られ、ポイ捨てや歩きたばこが減少し、行政・商店街等が取り組む環境美化の促進が期待されます。そして、喫煙室（場所）の設置や排気設備の更新などが進まない事業者を支援することは、改正健増法の徹底や無用なトラブルの減少になります。

係る状況を踏まえて、私たちは望まない受動喫煙を防止し、たばこを吸う人と吸わない人が気持ちよく生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用して分煙環境を整備していただきたいと強く願うとともに、その推進が一時的でなく継続されることが重要であるとの認識の下、全国的制度整備のため、目的税化することが肝要と考えます。また、たばこ税収入が存在する限り、たばこを愉しむ市民の安らぎの場の確保と、たばこを吸わない方へ配慮すべき政策は、堅実に進めなければならない大切な項目の一つであると考えます。

つきましては、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 1 地方たばこ税の一部を、分煙環境整備に確実に活用するため、目的税化すること。
- 2 たばこを吸われない方に配慮した公共喫煙所や特定屋外喫煙場所等の増設・維持を適切に進めること。

令和2年10月14日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市栄町2丁目14番33号

小田原協同事業センター内

小田原・松田たばこ商業協同組合

理事長 飯田 晁巨 ㊞